

第24回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年4月23日（月）11:00～12:17
2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、高橋滋
 - （専門委員）村上文洋
 - （政府）前川内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
福島規制改革推進室次長、西川参事官
 - （ヒアリング）国税庁長官官房 武藤功哉企画課長
国税庁課税部 灘野正規法人課税課長
財務省主税局税制第一課 大柳久幸企画官
総務省自治税務局 鈴木清市町村税課長
厚生労働省保険局医療介護連携政策課 廣瀬佳恵保険システム高度化推進室長
内閣官房番号制度推進室 向井治紀内閣審議官
4. 議題：
 - （開会）
 - 議題1 マイナンバー制度に関する検討
 - 議題2 官民データの推進に関する意見
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 西川参事官 それでは、時間となりましたので、規制改革推進会議第24回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。
 - 委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。
 - 本日は、大田議長、高橋委員も出席されています。また、吉田座長代理、飯田委員、森下委員、八代委員、角川専門委員は所用により御欠席とのことでした。
 - それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。
 - 原座長 ありがとうございます。
 - 本日の議題1は「マイナンバー制度に関する検討」です。
 - 本日、所得税に係る年末調整手続の電子化の推進、住民税の特別徴収税額通知の電子化

など、前期の閣議決定事項に関するフォローアップを行います。

併せて、国民に対する納税サービス向上に向けた税務手続のデジタル化についてヒアリングを行いたいと思います。

本日は、財務省・国税庁、総務省、厚生労働省、また、質疑対応のために内閣官房番号制度推進室にお越しをいただいております。お忙しい中を誠にありがとうございます。質疑は最後にまとめてお願いをしたいと思います。

では、最初に、まず事務局から本日取り上げる論点について、説明をお願いします。
○西川参事官 事務局でございます。

参考資料1と2に基づきまして、本日の論点について簡単に御説明をさせていただきます。まず参考資料1ですが、これは平成29年5月に発表されました規制改革推進会議第1次答申の抜粋でございます。ここの「①税・社会保障関係手続事務のIT化・ワンストップ化」というところで2つ項目がございました。アが、所得税に係る年末調整手続の電子化の推進ということでございます。会議といたしましては、年末調整手続に雇用者、被用者が費やすコスト削減を重要な課題と捉えまして、ICTの活用によるコスト削減の観点から、電磁的方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能にすること、それから、保険料控除、住宅ローン控除などの控除に係る情報のマイナポータルへの通知などを掲げておりました。こちらについては、この後財務省様からヒアリングをさせていただきます。

イですけれども、住民税の特別徴収税額通知の電子化ということで、2つ項目がございます。住民税の税額通知につきましては、市町村から事業者に対して、特徴義務者用、事業者用のことですね。それと納税義務者用、従業員用と。その2枚が送られてきてまして、事業者は納税者用の方を従業員に交付する仕組みでございます。

a についてですが、事業者用の電子交付の率を向上させるために、総務省が自治体を支援する内容でございました。b についてですが、従業員用について、電子データで交付できるようにすることによって、事業者の事務的な負担を軽減するための取組ということで、これらについては、この後、総務省様からヒアリングをさせていただきます。

続いて、参考資料2でございます。これは経団連が今年2月に発表した「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」という提言の中から、国民に対する納税サービスの向上に向けた税務手続のデジタル化というテーマでくくることのできる項目を抜粋させていただきました。

まず、1. の(6)でございますけれども、年末調整に関しまして、扶養控除の誤りがあった場合に、税務署から事業者に対して是正通知がされるわけでございますけれども、その際に、単にこれは間違っていますよと言うだけではなく、納付すべき税額はこれですという情報も提示して事業者の負担軽減を図るべきという提案でございます。

次の2. の(3)でございますけれども、これは従業員の家族からの個人番号の取得ができないような場合に、事業者側でその理由についての記録をすることが求められていることについて、規制改革の提案ということでございます。

その次、5. の（3）でございますけれども、これは納税義務者用、すなわち従業員用の住民税の特別徴収税額通知につきまして、eLTAXを通じた電子交付というものを早期に進めてほしいという内容でございます、先ほど御説明させていただきました去年の当会議の第1次答申とほぼ同じ内容でございます。

これに加えまして、経団連からは、事業者を介さず直接従業員のマイナポータルに税額通知を行ってほしいということも提言されています。

最後に、5. の（4）の確定申告のさらなる電子化・簡素化でございますけれども、これは確定申告をする場合に、特に利用の多い控除費目であります医療費控除、それから、ふるさと納税の通知データをマイナポータルで受けて、e-Taxへの自動転記を可能とする、そういう仕組みの構築を求めるというものでございます。

本日の論点について、以上、簡単に説明させていただきました。

○原座長 では、財務省・国税庁からお願いいたします。

○財務省（大柳企画官） おはようございます。財務省主税局でございます。

財務省全体で4点ほど項目を頂戴しております。まず、主税局から最初の2点、前期の閣議決定に関するフォローアップ、それから、国民に対する納税サービス向上に向けた税務手続のデジタル化につきまして説明し、3点目と4点目につきましては、国税庁から説明することとさせていただきたいと思っております。

まず、上の2点ですけれども、その下の方、全体的な税務手続のデジタル化の現状について、全般的に説明させていただきます。御承知のとおり、昨年規制改革推進会議の答申におきまして、法人税等の電子申告の利便性向上や年末調整手続の電子化・簡素化などについて、御指摘を頂戴したところでございます。こうしたことを踏まえまして、昨年、政府税調におきましては、大田議長にも御参加いただきまして、経済社会の構造変化を踏まえた所得課税のあり方とあわせ、電子化関係の税務手続の見直しについて議論が行われ、11月に中間報告が行われたというところでございます。

この中間報告におきましては、税務手続の基本的見直しの方向性として、6ページを御覧いただきたいのですが、6ページの上の囲みのおり、働き方の多様化が進み、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用などを通じて、全ての納税者が簡便・正確に申告を行える納税環境を整備するとともに、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやりとりする姿を実現し、官民あわせたコストの削減と、企業の生産性向上につなげるべきと、総論的にまず指摘をされております。

こうした基本的な方向性の下、その下に書いております各施策の検討に当たりましては、規制改革推進会議における行政手続簡素化の3原則、デジタルファースト、ワンスオンリー原則、それから、書式、様式の統一といったことを踏まえまして、納税者によるデータの作成、保存、活用、提出、それから、行政機関の間の情報連携といった一連の流れに沿って、国税・地方税当局において、まず基本的な実施できる施策と、実施に当たり、省庁横断的な検討作業やマイナポータルの整備、活用などが必要となる施策に分けて検討を行

ったということでございます。

個々のものについては、時間の関係上、詳細には説明しませんので、10ページを御覧いただきたいと思っております。この表は、今、飛ばしました各施策を全部まとめたスケジュール的なものに項目だけ記したものでございます。まず「◎」がついたもの、特に左側ですが、これは税務当局のみで実施可能なもの、それから、右側でございます。「☆」がついておりますが、実施に当たって他省庁等の協力が必要なものと分けております。そして、「◎」がついたものにつきましては、囲みの中にありますとおり、おおむね3年以内に実現を図っていく。後者につきましても、整備状況を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組みを進めるということとされております。ここの項目について、詳しくは説明いたしませんけれども、昨年指摘を受けました電子申告の普及促進ですとか、年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備といったところにつきましては、「◎」の左側の方に出ているというところでございます。

11ページは、これを踏まえた30年度税制改正、何が行われたかということを中心に主なものを書いたものでございますが、今、説明申し上げました、年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備ということで、これにつきましても一層の電子化を図る観点から、32年分から適用ができるようにということで、法制化をしております。

それから、電子申告の義務化でございますが、こちらにも単に従来の仕組みのまま電子化をするということではありません。いろいろな環境整備を図りながら、電子申告をしていただくという改正を30年度改正で行っており、これも32年度から適用ということにしております。

続きまして、議題の1つ目、年末調整手続の電子化というところですが、13ページを御覧ください。昨年の規制改革実施計画の指摘及びそれを受けた政府税調での検討を踏まえまして、30年度税制改正におきましては、従来から書面で源泉徴収義務者に提出されていた保険料控除及び住宅ローン控除に関する年末調整関係書類につきまして、電子で提出することを可能としたところでございます。

次の14ページを御覧いただきたいのですが、この税制改正とあわせまして、これも規制改革実施計画の指摘も踏まえまして、今、国税庁におきまして、給与所得者が控除証明書データを用いて簡単、正確に控除申告書を作成することを支援するための年末調整控除申告書作成システム（仮称）というものを整備するという予定をしております。

中段の吹き出しにございますとおり、右の真ん中ぐらいですが、このシステムは証明書データを取り込めば、保険料支払い額などの各種の情報が、控除申告書の所定の項目に正確に自動転記されるという仕組みとして構築しておりまして、給与所得者の利便性向上に資するほか、源泉徴収義務者におかれましても、控除額の検算ですとか、書類の保管に伴う事務負担が軽減されるものと考えております。

なお、企業では、給与事務等のICT化が進んでいることも踏まえまして、国税庁からシステムの仕様公開を行い、民間のシステム開発も促していきたいと考えているところでござ

います。

15ページを御覧ください。団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化でございます。昨年の規制改革実施計画におきましては、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るということについて、その可能性及び方策を検討することという指摘がされておりましたが、これにつきまして、現在の対応の方向につきまして、御説明したいと思います。

現在、団体扱特約保険につきましては、保険会社から源泉徴収義務者に対しまして、その保険に入っている各給与所得者の控除証明書が書面で一括でまず交付されます。それを源泉徴収義務者におきまして、各給与所得者に配付するという手続が一般的となっております。このため、今回の税制改正とあわせまして、保険会社から源泉徴収義務者に対してこのような証明書データがまず一括交付され、源泉徴収義務者はそのデータを用いて団体扱い特約保険の情報をいろいろ予め記載した控除申告書データを作成し、給与所得者は支払った保険料が団体扱特約保険だけの場合は、社内システム等で表示された情報を確認するだけで控除申告書の作成が完了するといった仕組みが構築できれば、手続の簡素化が図られるのではないかと考えておるところでございます。

これを実現するためには、生保業界ですとか経済界、各企業ですが、それから、給与計算システム等の開発ベンダーなどの御理解と御協力が不可欠でございます。現在、こうした各方面と検討を始めている状況でございますけれども、税務当局としましては、こうした関係者の間を取り持ち、必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

最後に、資料はございませんが、マイナポータル等を活用した年末調整のさらなる電子化というところでございます。これにつきましては、政府税制調査会の取りまとめにおきましても、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し活用することができる仕組みを目指すべきと指摘されておるところでございます。財務省・国税庁としましては、マイナポータルの整備状況を踏まえまして、タイムリーかつ積極的に検討、対応を進めてまいりたいと考えております。

○国税庁（灘野課長） 国税庁法人課長の灘野でございます。

私からは議題の3つ目の年末調整の内容に誤りがある場合は是正の方策等、これにつきましてお話しさせていただきます。説明資料の1ページになりますが、この図は扶養控除是正事務の全体像を示したものでございます。図の中央にございますが、④の資料情報ということになりますけれども、扶養是正に関する情報につきましては、各市区町村から税務署に提供いただいております。このいただいた情報ですけれども、左側下が税務署になります。源泉徴収義務者の所轄税務署において、左上になりますけれども、その情報をもとに源泉徴収義務者に対しまして、扶養是正の案内をさせていただくということで、誤って控除を受けている可能性があるということで、本人に確認をしていただき、誤りがあった場合には年末調整の再計算を行ってくださいと、このような趣旨を記載した文書を発

送しております。これが⑤でございます。

2 ページ目、異なる市区町村に居住するケースでございます。従業者 A、B ですけども、それぞれ親を扶養控除、重複控除を受けた場合の図をつけておりますが、内容は同じでございますので、説明は省略します。

続きまして、国税当局が先ほど申しました情報、地方団体からどのような情報をいただいているのかという点について説明させていただきます。3 ページ目になりますが、市区町村から税務署への資料情報の提供は、ここに示しておりますとおり、国税通則法74条の12第6項の、官公署等への協力要請規定に基づきまして、各税務署が各地方団体に個別に協力要請を行い、地方団体の御理解と御協力のもとで情報提供をいただいているものでございます。

そこでいただいている具体的な情報ですが、勤務先の名称、対象となる従業員の氏名、誤りの対象となっている扶養親族の氏名、誤りの理由といった扶養是正をお知らせできる情報ということで、源泉徴収義務者に対しまして、特定の従業員の人的控除に誤りがある可能性があることをお知らせできる情報を提供いただいているものでございます。

なお、地方団体によりましては、さらに詳細な情報として収入金額等、併せて提供いただいている場合もございます。しかしながら、先ほど申しましたように、協力要請に基づいている情報でございます。その内容につきましては、各地方団体でばらつきがあるところが現状でございます。

なお、平成25年の6月から、国・地方間の扶養是正に関する情報のデータ連携に取り組んでいるところでございまして、現在のところ、データによる情報提供をいただいている地方団体は、全体の4分の1程度であると承知しております。

議題にあります、今般、経団連から御提案いただいている内容でございますが、年末調整の内容に誤りがある場合には、納付すべき税額等の情報を事業者に提示して、源泉徴収税額の是正を求めるといった御提案をいただいております。

こうした対応を検討する上では、まず、今、申しましたような、国と地方の連携協調のもとで、各地方団体から個々の従業員の扶養是正により増加する所得税額を計算するために必要となる情報、これを漏れなく正確に、かつ画一的な形式のデータとして国税当局に提供いただくことが必要となります。先ほど申しましたように、いただいている情報によりましては、内容にばらつきがあるとともに、税額計算が可能となる情報に至っていない場合がございます。したがって、国税当局といたしましては、国と地方の連携協調を一層推進する観点から、各地方団体に対しまして、情報提供の範囲の充実、そして、ばらつきの解消、データ連携の推進を引き続き積極的に働きかけてまいりたいと考えております。その推進を踏まえつつ、経団連の提言も含め、事業者の事務負担軽減、そして、社会全体のコスト削減の観点から、どのような施策がとり得るのか、丁寧に検討していきたいと考えております。

○国税庁（武藤課長） 続きまして、国税庁企画課長の武藤でございます。

私からは、資料の4ページの従業員等からマイナンバーの提供が受け入れられなかった場合の取扱いについて、御説明いたします。

法令上、事業者は法定調書に従業員や扶養家族などのマイナンバーを記載して、提出しなければならないことから、事業者は従業員等からマイナンバーを収集する必要があります。今回、御指摘をいただいたFAQは、事業者から何らかの理由で従業員等からマイナンバーの提供が受けられなかった場合の対応に関する質問が多く寄せられたため、国税庁で作成したものでございます。御指摘の経過等の記録、保存の対応は、法令上、定められた義務ではございませんが、法定調書へのマイナンバー記載は事業者の義務ですので、やむを得ずこれが履行できない場合における対応の一例としてお示ししているものでございます。

この対応を行うことにより、資料の①と②にございますように、事業者の法定調書への番号不記載が単に義務を怠っているものではなく、事業者の責めによらない事情により記載ができなかったことが明確化される、事業者と従業員等の関係において、マイナンバーの提供の有無について事実を明確化することができるといった効果が考えられます。

以上が、この取扱いをお示した趣旨であり、端的に申し上げれば、いつ提供を求めて結果として提供を受けられなかったという事実が明らかになっていればよく、提供を受けることができなかった個々の事情まで記録の必要はないものと考えております。経団連からの御指摘を踏まえ、これらの点が明確化されるようFAQを修正することとしたいと考えております。

○原座長 ありがとうございます。

次に、総務省からお願いいたします。

○総務省（鈴木課長） それでは、総務省の自治税務局でございます。お手元の資料1-3に基づきまして、御説明を申し上げます。

まず1点目、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知につきまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。特別徴収義務者用の特別徴収税額通知につきましては、平成28年度分の課税分の個人住民税から電子化が可能となっておりますので、規制改革実施計画を踏まえまして、全ての市区町村が電子的通知に対応するよう、各地方団体に対して助言をするとともに、各地域での会議の場においても対応を依頼してきているところでございます。

中ほどにグラフが2つございますけれども、右側の青色のグラフが29年9月に行った調査の結果でございます。平成30年度に対応予定の団体が715団体、平成31年度に対応予定の団体が298団体、平成32年度以降に対応予定の団体が503団体という状況になっております。引き続きまして、総務省といたしましては、未対応の団体に対しまして助言を行うなど、要請を行い、電子交付の推進を支援してまいりたいと考えております。

3ページ、納税義務者用の特別徴収税額通知につきましては、規制改革実施計画を踏まえまして、経済団体や地方団体とも意見交換をしつつ、制度の具体案について検討を進めてきたところでございます。

これまで関係者との意見交換等も踏まえまして、政府税制調査会や与党税制調査会の場合では、eLTAXを利用する方法について御説明をしてきたところでございまして、その内容につきましては、4ページにございます。電子的送付に同意をいたしました特別徴収義務者に対しましては、電子的送付を行っていき、同意をしない特別徴収義務者には書面の送付という形で残りますけれども、電子的送付を同意した特別徴収義務者には、電子的な送付を行っていくというようなことについて、御説明を行ってきたわけでございます。

平成30年度与党税制改正大綱、下段にございますけれども、こちらの方で給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討すると記載をされたところでございます。今後、制度的な検討につきましては、税制改正プロセスにも関係をいたしますことから、具体的な工程を、今、お示しすることはできませんけれども、結論を得次第、速やかに実施できるようにしてまいりたいと考えております。

2点目、確定申告のさらなる電子化・簡素化についてでございます。

6ページ、平成27年6月決定のいわゆるアクションプログラムにおきまして、国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後、速やかに①ふるさと納税受領地方団体は、ふるさと納税者に対して、ふるさと納税受領金額等をマイナポータルに通知し、②各ふるさと納税者が、寄附金控除の電子申告の際に活用できるようにするとされているところでございます。総務省といたしましては、この後、厚労省の方からお話があると思っておりますけれども、この6ページの1-3にございます医療費控除に関するマイナポータルの活用の検討状況を踏まえまして、ふるさと納税に関する手続についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に3点目、年末調整の内容に誤りがあった場合の対応についてでございます。

国税・地方税につきましては、これまでも地方団体が確定申告書等の国税関係書類の閲覧を行う一方で、地方団体の課税プロセスにおいて発見をいたしました納税者の控除等の誤りを税務署に伝えるなど、協力関係にあるところでございます。

9ページを御覧いただきますと、eLTAXについて御説明をしたペーパーがございまして、平成23年度からはeLTAXにおきまして、国税連携システムが稼働いたしております。eLTAXの箱の下の方に黄緑色の箱で国税連携とございます。こちらの方で、国税関係書類を電子的に地方団体に送付することが可能となりました。また、平成25年6月からは、地方団体から国税への情報提供を電子的に行うことが可能となったところでございます。

現在、国から地方団体への情報提供につきましては、全団体が対応している一方で、地方団体から国への情報提供につきましては、導入後間もないこともございまして、453団体にとどまっている状況でございます。

ただ今国税庁から御説明もございましたけれども、源泉徴収義務者へのお知らせにつきましては、一義的には国税当局に御検討いただくものと承知をいたしておりますが、地方

団体からの国へのeLTAXを活用した情報提供の推進につきましては、適正な課税事務の実現のためにも重要でございますので、引き続き地方団体に働きかけてまいりたいと考えております。

○原座長 ありがとうございます。

では、次に厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省（廣瀬室長） 厚生労働省でございます。

お手元の資料、右肩の資料番号で、資料1－4をもとに御説明をさせていただきます。

経団連の提言の一番最後に、所得税の確定申告に係る国民の利便性向上の観点から、「マイナポータル上での医療費通知を受領・確認し、e-Taxへの自動転記を可能とすべき」という御提言をいただいている点について、これまでの経緯と現状の取組を説明させていただきます。

お手元の資料の1ページに、これまでマイナンバー制度を活用した医療費控除申告手続につきまして、特に簡素化という観点から御指摘をいただいたものを幾つか御紹介をさせていただきます。先ほど総務省さんからも平成27年に「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」において取りまとめられましたアクションプログラムにおいて、マイナポータルを活用した医療費控除申告手続の簡素化に取り組むこととされ、それに基づいて、順次、段階的に手続の簡素化に取り組んでまいりました。

そのほか、日本再興戦略、未来投資戦略においても、医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化について取り組むこととされております。

資料の2ページ、平成29年度の税制改正の大綱の中での取扱いというものを御説明いたします。ポイントが2点ございまして、1点目は、医療費の領収書と言われているものについての提出、提示は不要とするという見直しのポイントの1つ目でございます。

2点目は、医療費関係の領収書の一覧表に相当する医療費の明細書を申告時に提出していただくといった税制改正が行われております。

これを受けた厚生労働省での対応について、3ページ目の資料で御説明させていただきます。医療費通知につきましては、御承知のとおり、被保険者に医療費の金額をお知らせいたしまして、健康に対する認識を深めさせるということ、あとは医療保険事業の、最近、持続可能などということも言っておりますけれども、健全な運営に資するということを目的として発行しているという経緯がございます。これまでも医療費通知というものは各保険者の取組として行われておりましたが、この税制改正を受け、厚生労働省において省令改正をいたしました。従来の取組というのが3ページ目の資料の真ん中より左側の赤い枠囲みでございますけれども、一部の保険者さんの制度、幾つか保険者の制度はありますが、例えば協会けんぽといったようなところだと、通知上で医療費の通知に書く内容というものを規定していたのですが、逆に言えば、一律になっていなかったというところもございます。

これを踏まえまして、平成29年4月以降の対応でございますけれども、省令改正を行い、

お示ししている6つの項目を標準とするという規定を新たに設けております。

4 ページ目の資料が、平成29年度確定申告分に向けて、さらに追加で対応いたしました見直しでございます。こちらは今まで医療費通知のデータというものが、直接マイナポータルにアップロードすることができなかったという状況を受けまして、保険者さんのウェブサイトからの電子署名を付与しe-Taxに対応した形での医療費通知データをダウンロードできるようなシステム改修を行いました。

5 ページ目、今後のイメージ図ということで、まだこちらは関係者である保険者、関係省庁との調整中の内容でございますので、将来的な絵姿ということで御覧をいただければと思いますが、今、マイナンバー制度を活用し医療保険者、年金などの情報連携に活用する仕組みとして、中間サーバーを設けており、こちらの中間サーバーの仕組みを活用して、マイナポータルに医療費情報を取得できるような機能を設けるということを念頭に、現在、関係者との調整を進めております。こちらは鋭意調整中でありまして、今年度中には何とか検討の方向性というものをお示ししたいと考えております。

○原座長 ありがとうございます。

では、御意見、御質問をお願いいたします。

○村上専門委員 どうも御説明ありがとうございます。

幾つかありますので、区切って、まず、資料1-1について2点質問したいと思います。

財務省さん及び国税庁さん、非常に前向きに積極的に取り組んでいただいて、大変ありがたいと思っております。まずは御礼申し上げます。その上で、1つ目が、今回証明書データを電子的に送ることを前提とされていますけれども、このデータの形式とか、給与所得者への送付方法とか、真正性を確認するための方法については御説明がなかったのですが、具体的にどのような方法、どのようなところまで検討されているのか。

2つ目が、年末調整の控除申告書作成システム（仮称）を整備されるということでしたけれども、既に多くの企業で給与計算システムの中で年末調整の控除申告書を作る仕組みができていたりしますし、中小企業においても、クラウド型のサービスの普及がかなり進んでおります。国がシステムを作って、仕様公開、ベンダーとの協力という話がありましたが、むしろ、既存のシステムとの連携という方に力点を置いた方がいいかなと思うのですが、その点について御意見をいただければと思います。

○国税庁（灘野課長） まず1点目、データの送信方法等についてですが、正にデータの形式につきましては、今はまだ調整させていただいているところでございまして、統一化が図れると考えております。その送信方法につきましては、保険会社が特設するホームページのようなものに掲載する方法もありますし、顧客の指定するメールアドレスに送信するといった方法が考えられると思います。いずれにしても、民一民間の個々の取組が進んでいくことで決まっていくものと承知しております。

データの真正性ですが、これにつきましては、電子的な控除証明書、これに電子署名を付すことで対応していきたいということで、関係機関と協議を行っているところでござい

ます。

2点目、システムの進め方ですけれども、もちろん各企業、あるいはクラウドシステム、世の中に様々なシステムがございます。一方で、システムのない会社もございますので、こういった点も含めまして、当庁の方で開発させていただいたシステムを仕様公開させていただいて、その中でベンダーさんと調整させていただいて、さらにベンダーさんの開発の方でそういった部分は進めていただこうと思っておりますし、システムのない方については、国税庁のシステムを御利用いただければと思っております。

○高橋委員 繰り返しますが、そうすると、各保険会社等から送られるデータ、書式は統一されるということでしょうか。

○国税庁（灘野課長） そのように考えております。

○高橋委員 分かりました。

あと、これは年末調整用と確定申告用で両方使えるデータになり得るということでしょうか。

○国税庁（灘野課長） そのようになると思います。

○高橋委員 分かりました。

あと、申し訳ございませんが、15ページでございますけれども、これは大変に意欲的な取組だと思うのですが、これは導入の目標年度はお決まれないのでしょうか。そこをお聞きしたいのですが。

○国税庁（灘野課長） 団体保険につきましては、先ほど説明がありましたように、今回は32年の仕様公開に向けて年末調整のシステムを作っていくのですけれども、こういったことを前提に、まず民一民間で、いわゆる生保業界、システム開発ベンダーの方々が、今の団体保険の証明書を企業に送付すること、そういったところの調整が整った上で、団体保険の処理が進むと考えておりますので、その関係の中において、当局といたしましては、その間の調整であるとかサポートといった点で進めていきたいと思っております。

また、今、期限的な話がありました。正にそれぞれの企業におけるシステム、実施時期等は区々であろうかと考えております。その区々である中で、行政庁側が画一的な方策、時期等を定めると、かえって事業者の負担軽減につながらない可能性もあろうかと思っておりますので、まずは生保業界、システム開発ベンダー等の関係者、相互に意見交換を行っているところでございます。今回のシステム開発の32年に向けた通常の証明書の保険料控除の計算のところですが、これを行う際に、団体保険についても、今、意見を伺っているところでございます。

○高橋委員 そうすると、32年を目指すとか、そういうことは言えないのでしょうか。

○国税庁（灘野課長） 飽くまで今回の保険料控除の仕組みが整った上で、その上に立って、団体保険が民間企業の保険会社と企業との間で調整がどのように進むかということかと考えておりますので、今の段階では通常の保険料控除の電子化の対応をまず当庁としては進めていると考えております。

○高橋委員 分かりました。

もう一つ、申し訳ないのですが、電子署名にかかる費用はどのぐらいになるのでしょうか。これが余り高いと進まないような気がするのですけれども。

○財務省（大柳企画官） タイムスタンプなどでしょうか。

○高橋委員 電子署名を付すにはお金がかかると思うのですけれども、費用負担は業者さんの方で持っていただくということになるのでしょうか。

○財務省（大柳企画官） 公的個人認証のものは、電子署名はただです。

○高橋委員 ただですか。では、要らないということですか。電子署名にかかる費用負担は発生しない。

○財務省（大柳企画官） 送り手の電子署名でしょうか。

○国税庁（灘野課長） 生保業界ですか。

○高橋委員 そうですね。

○財務省（大柳企画官） どのようなところを使っているかにもよります。

○高橋委員 繰り返しますが、これでお金が利用者、申告者側にかかるとなると、何となくマイナスのインセンティブになりかねないので、そこはうまく費用負担を吸収できるように御検討いただいた方がいいのではないかと。

○財務省（大柳企画官） どのぐらい保険会社の中でコストがかかるかということですね。

○高橋委員 そうです。

○財務省（大柳企画官） 分かりました。

○高橋委員 要するに、これを選んだときに申告者がお金を取られては困るので、電子署名が欲しいよと言って、これでやりたいと言って、追加でかかりますと言われたら困るので、そこはうまく考えていただきたいと思った次第です。今でなくて結構ですので、申し訳ありません。

○国税庁（灘野課長） 真正性の担保の関係で電子署名をつけるということなので、その間の費用ということですね。

○高橋委員 そうです。

○国税庁（灘野課長） 承知しました。

○原座長 では、それはまた追って教えてください。

あと、資料1-1と1-2の関係で、他、お願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

1-2に関連して、年末調整の内容に誤りがある場合に、税額を国税当局が事業者に提示するための情報が、今十分得られているのは4分の1ぐらいの自治体だと。

○国税庁（灘野課長） データ連携が4分の1で、そのデータ連携と紙で来ているのですけれども、その中の情報が全て計算できる情報にはなっていないということです。

○大田議長 なっていないということですね。これを全部にするのは相当難しいことなのではないでしょうか。つまり、何をすれば情報を得られるようになるのでしょうか。それから、誤

りがあった場合に、税務署から従業員に対して直接連絡が行くようなことができればもっと簡便だと思うのですが、そのような仕組みはできないのでしょうか。

○国税庁（灘野課長） お答えさせていただきます。

まず1点目の情報ですが、情報の内容につきましては、先ほど申しましたけれども、基本的事項として、冒頭に説明しましたような勤務先の氏名等、こういったものは基本はいただいております。これは飽くまで扶養是正できるというか、お知らせできる情報ということではいただいております。

計算するために何が 필요한のかという情報なのですが、申し上げますと、その対象となる従業員の方の年の収入金額、あるいは所得金額ですね。源泉徴収票に書いてございます。また、従業員本人の当初の所得控除、正しい是正後の控除、従業員本人の当初の源泉徴収税額、また、住宅関係につきましても、そのような控除額といったもの、こういった情報が必要だと考えております。もちろん、これは紙で情報ということも当然あるかも分からないですけれども、我々が申し上げているのは、データでいただくことによって、こういったものを処理できるかなと考えますので、まずは4分の1のデータ連携のところを広げる中で情報を広げることができないか。情報の拡充、ばらつきがないように画一的にできないかといったことを申し上げました。

2点目、従業者本人にお伝えできないかということなのですが、もう既に御案内のところですが、源泉徴収制度につきましては、国と従業者との関係においては、制度設計上なのですが、源泉徴収制度ということで、月々源泉をして、年末の最後の給与支払いのときには年末調整を行うという制度設計になっておりまして、国と徴収義務者との間で税額計算を確定させて、他に給与がないとか所得がなければ、年税額が確定するという制度設計になっております。ですから、今の制度設計からいきますと、通知させていただくのは源泉徴収義務者に対して年末調整の是正をお願いするということになるかと思えます。

また、この年末調整の是正も、我々が知り得た情報で提供しているのですが、足元での申告年度に誤りがないかどうか、あるいは、過去に誤りがないかどうかといった点もございまして、従業者個人というよりは徴収義務者にお知らせさせていただくことが効率的かなと考えております。

○大田議長 ありがとうございます。

1つ目は、4分の1を広げていくというのが難しいことなのかどうか。つまり、いつ頃それが1になるのかという質問です。

2つ目は、制度上はおっしゃるとおりなのですが、さはさりながら、電子申告を進める過程で何らか工夫はできないのかということですが。

○国税庁（灘野課長） 2点目から申し上げますと、制度設計上、そうなっている中で、大変申し訳ありません。執行官庁としては、今の制度設計の中での源泉徴収義務者への対応ということになるかと思えます。

1点目につきましては、当庁からというよりも、いただいている情報ですので、データ連携を広げるということに関しての地方団体の予算的なものであるとか法的な整備といった点があるかと思うので、私が伺い知らないものもあると思うのですが、そういった点が必要かと考えております。いずれにしましても、地方庁に働きかけていこうと思っております。

○村上専門委員 まず、資料1-1の先ほどの高橋委員がおっしゃったコストの話ですが、現在、郵送費などが相当かかっていると思いますので、それとのメリット・デメリットを検討されるのが一番分かりやすいと思います。

資料1-2について、3つほど教えていただきたいのですが、2ページ、甲と乙の市役所が連携するパターンなのですが、その中で、まず甲と乙の間で本人を特定するのは4情報で行うのかどうかというのが1つ目。2つ目は、誤りがあると確認できるのは、市役所なのか、乙の所管税務署なのか、源泉徴収義務者の所管税務署なのか。

3つ目は、誤りというのは年間どのぐらいの件数があるのか。それによって、多分対応方法も変わると思いますので、この3点、わかる範囲で教えていただければと思います。

○国税庁（灘野課長） 最初にいただきました1-2のところの資料なのですが、甲と乙との関係につきましては、それぞれの徴収義務者から、図にございますように、各甲、乙の市区町村に給与支払報告書が出てまいります。それをもとに、甲、乙のところでも名寄せが行われて初めて分かるということですので、1つ目と2つ目はそのような内容になるかと思っております。

○村上専門委員 今は、氏名、住所、生年月日、性別の4情報を使っているが、今後はマイナンバーを使うということでしょうか。

○国税庁（灘野課長） はい。

○財務省（大柳企画官） 普及というか、今はもう書いていただいていますから、マイナンバーも使っているはずですよ。

○村上専門委員 では、もう今年度からマイナンバーになったということですかね。ありがとうございます。

○財務省（大柳企画官） 28年分からだから、去年からだと思っております。

○国税庁（灘野課長） 数なのですが、徴収義務者数が350万人ございますが、その具体的な数は取りまとめておりません。

○村上専門委員 徴収義務者というよりは、件数としては納税者一人一人の誤りですね。何十万件とあるわけではないということですのでよろしいですね。

○国税庁（灘野課長） 取りまとめがないので、大変申し訳ないです。

○村上専門委員 もし統計を調べれば分かるようでしたら、後日事務局にでも御連絡いただければと思います。

○高橋委員 制度論はよく分かっているのです。ただし、本人、直接の義務者に係る出訴期間制限の有名な最高の判例もあって、本人に通知が行かないことについてはいろいろな

税法上の議論もこれあるということも承知しておりまして、これは今、制度としては、そういう仕切りだからしょうがないと思うのです。ただ、運用として、先ほどの村上専門委員のお話もそうですけれども、当初の年末調整について本人に行かないのはいいとして、誤りが分かったときには運用として通知するということが、制度の根幹に関わるような話なのかなというのが疑問です。そこは運用上、本人の納税義務にも関わることでございますので、誤りが見つかった場合については、併せて通知するという運用はできるのではないかと思いますので、そういうことはできないでしょうか。

○国税庁(灘野課長) 現段階でなかなかできるかどうかお答えしかねるのですが、いただいている提言も含めて、データ化への拡充、データの内容自体の拡充を含めて、どのような方策が一番コストダウンにつながるのかという観点から、検討はしていく必要があるかと思っておりますので、直ちに今、何ができるかというところまでは難しいのですが、申し訳ありません。

○高橋委員 そういう観点から、制度論でもなくて、運用でそういうことができないかということ、例外的に御検討いただければと思います。

○原座長 本当は向井審議官にも御意見を伺いたいところですが、最後にまとめてお伺いすることにして、一旦1-3に移らせてください。いかがでしょうか。

○大田議長 ありがとうございます。

資料の2ページに、特別徴収義務者用の電子化について、現在13%だと。平成32年度以降というのが503団体ということですが、これを何とか進められないのか、そのために何をしてくださるのかというのが1点目です。

従業員への特別徴収税額の通知、私どもも企業の現場を見せてもらいましたけれども、本当に大変な手間をかけておられます。納税義務者向け通知の電子的送付の実現に向けたスケジュールはどうなっていますでしょうか。これが2点目です。

それから、経団連からの要望にもありますように、マイナポータルを使って従業員に直接連絡が行くようにすると。私どもの答申でも、「マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る」と。これは29年検討、結論を得るとなっているのですが、この検討状況はどうなっていますでしょうか。

○総務省(鈴木課長) それでは、お答えいたします。

2ページにございますが、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知につきまして、こちらにつきましては、地方公共団体、平成28年度から電子的に行うことが可能となっております。全団体可能になっている中、それに対応していただくということを機会あるごとに、例えば地方のブロックごとの説明会等でも、そういったことについてはお勧めをさせていただき、お願いをし、効果等もお示しをした上でお話をさせていただくというような形で助言をさせていただいております。

こちらの左側の2月調査時点と9月調査時点では、30年度までに対応というのが半分以

下だったものが、半分を超えるまでになっております。こういったことが私どものそういった地方公共団体の皆様に対する働きかけの成果であつたらうれしいと思っておりますが、今後ともそういった機会を捉えまして、地方公共団体の皆さんに要請をしてみたいと考えております。

一方の従業員への通知について、こちらにつきましては3ページの下にございますとおり、与党の税制改正大綱におきまして、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組み、これについて検討すると30年度税制改正大綱の中で示されてございますので、これを踏まえて検討をしてみたいと考えておりまして、こちらについては、結論を得次第、速やかに実施できるようにと考えているところでございます。

3点目、この納税義務者用の特別徴収税額通知をマイナポータルでという経団連の皆様から御要望をいただいた件について、先ほども申し上げましたけれども、関係者と意見交換をさせていただき、また、政府税制調査会における議論におきましても、将来的な形としては、マイナポータルを活用した方法も考えられるものの、給与支払報告書の提出でありますとか、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知について、既にeLTAXを活用して電子的提出ということが導入されております。また、現在のマイナポータルの普及状況を踏まえますれば、まずはeLTAXを活用した方法を目指すことが適当であるとの御意見が大半であったところでございます。総務省といたしましては、与党税制改正大綱を踏まえまして、eLTAXを活用した方法について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○原座長 誠に申し訳ございません。私の運営の問題で大変恐縮なのですが、お差し支えなければ10分ぐらい延ばさせていただいても大丈夫でございましょうか。

○大田議長 ありがとうございます。

2つ目の納税義務者への通知について、マイナポータルを利用して、事業者を經由せずに従業員にというのは、私どもの答申の中で閣議決定されていて、「29年検討、結論を得次第、速やかに措置」となっています。昨年末までに結論を得ていただく必要がありますので、先ほどなるべく早く結論を得たいとのことでしたが、検討を加速していただいて、6月の答申にさらに進んだものが書けるように、是非よろしくお願いいたします。

○総務省（鈴木課長） 先ほど、結論を得次第、速やかに実施できるようにと申し上げましたのは、3ページにございますeLTAXを通じた納税義務者用の特別徴収税額通知についてでございます。こちらにつきましては、今後検討していくということでございますので、その検討を実施するとともに、結論を得次第、速やかに実施できるようにしていくと申し上げたところでございます。

一方のマイナポータルにつきましては、政府税制調査会の議論等におきましても、まずはeLTAXを活用した方法を目指すことが適当であるという御意見をいただき、そういった御意見も踏まえて、与党税制改正大綱におきまして、eLTAXによる仕組み、これを検討するというようにされておりますので、私どもといたしましても、まずはこちらの検討を進めてまいりたいと申し上げさせていただいたところでございます。

○大田議長 eLTAXを使う仕組みでやるというのが結論だということなのですか。それを使った仕組みを具体的にどうやっていくかというスケジュールなどはいつ出てくるのでしょうか。

○総務省（鈴木課長） eLTAXを活用した方法につきましては、今後税制改正のスケジュールとも関連してまいりますので、今はまだお示しすることはできないわけですが、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

○原座長 早急に進めていただくように、引き続き御検討をお願いできればと思います。

1－3に関して、ほかにいかがでしょうか。

○村上専門委員 2ページ目のこのグラフについて、取組団体が増えているという御説明が先ほどありましたが、左右を見ますと、平成29年度、もともと317団体といていたのが171団体に減って、要は、後ろの年度にずれているのだと思いますので、ここに対する支援はきちんと進めていただくのと、お尻を決めないと残ってしまうのかなと思うので、いつまでに100%を目指すということも必要かと思います。

○高橋委員 是非行政手続の方でも、これは簡素化の非常に重要な手段ですので、お尻を切ってやっていただくようお願いしたいと思います。

○原座長 他、よろしければ1－4に移ってもよろしいですか。

1－4の関係でございますでしょうか。

○村上専門委員 2つ質問をしたいと思います。

3ページ、標準化を進めるのはすごくいいことだと思います。これの導入状況について、もし把握されていましてら教えていただけますか。要は、この標準パターンを使っている団体がどのぐらいいるのかです。

2つ目が、4ページのシステム改修について、今、171ということですが、今後100%に達するにはどのくらいのスケジュール感になりそうか、その2点です。

○厚生労働省（廣瀬室長） 1点目の御質問でございますけれども、実は、この全ての省令改正に基づく対応ということをやっている保険者の数は正に調査中でございます、今、手元の資料で御説明できるデータがございません。申し訳ございません。

2点目でございますけれども、実はこの4ページというよりは5ページ目に向かって、現在、各保険者さんとの調整というところに鋭意取り組んでおります。と申しますのは、マイナポータルを活用する医療保険者の業務というところが他にもいろいろございまして、そのために、この5ページ目の資料にお示ししました中間サーバーという言葉が左側に登場しますが、そちらの改修というようなものを、今、2020年を目途に関係者との調整を進めております。その一連のパッケージの中で、医療費控除の申告手続簡素化というものも一体的に行うというのが効率的であるという考えのもと、一連のものと一緒に一体的に検討している状況でございます。

○高橋委員 私はこれを今年やって、最後はちょっと断念したのですが、これは電子署名が要るのですね。先ほどと同じでこれは保険者からただでくれるのでしょうか。

○厚生労働省（廣瀬室長） この被保険者自身の負担があるかどうかという御質問であれば、被保険者自身の負担はありません。

○高橋委員 では、もうただでけると。

○厚生労働省（廣瀬室長） 保険者のサイトにアクセスして手続きされる場合には、被保険者の負担はありません。

○高橋委員 それが増えない原因になっているということはないのですか。要するに、健康保険組合がなかなか参加しない理由になっているということはないのですか。

○厚生労働省（廣瀬室長） 現時点ではそうした御指摘はいただいておりません。4 ページ目の資料の左側にございますフォーマット統一のために、電子証明書を付与するためのライセンスを保険者に取得していただく必要がありますが、そのライセンスのコストが大体10万円以下と聞いております。

○高橋委員 是非、そのコストが少なくなるように、いろいろ財務当局とも御検討いただければと思います。

あと、申し訳ないのですけれども、電子署名が要するというのではなくて、同意したら直接取りに行けるといえるようなにはならないのでしょうか。もう保険契約の段階で、これは提供しますと言えば、税務当局の方でも直接見られるという制度は無理なのでしょうか。

マイナポータルは経由してもいいと思うのですけれども、同意した場合については、そこから直接税務当局が見られるという制度にはならない、無理でしょうか。

要するに、本人が同意した場合ですね。あらかじめ保険契約をするときに、要するに、財務情報がとれますよと同意すれば、直接税務当局が見られる制度というのはできないのでしょうか。将来的にそういうことも考えていただくと。

○財務省（大柳企画官） 例えばこの資料の5 ページですけれども、マイナポータル上に医療費情報が反映され、申告書に自動的に表示されるようにして、それで例えば保険金などで補填された金額を調整した上で、申告に至るという流れです。したがって、仮に直接税務署が医療費情報を見ることができる仕組みを実現したとしても、医療費のどの部分を納税者として控除申告の対象としたいのかという点が分かりません。いずれにせよ、委員がおっしゃるように、申告のときに簡便にそれが反映される仕組みは検討していかなければいけないのかなとは思っています。

○高橋委員 是非よろしくお願いします。

○大田議長 せっかく向井審議官がいらっしゃっていますので、1 点ご質問します。医療費情報も含めて、マイナポータルで必要な情報を一元的に確認し、活用できるようにする仕組みを検討すると。これは、先ほど厚労省さんも「将来的には」とおっしゃいましたし、財務省も「将来的には」となっているのですが、これはいつ頃可能になるのでしょうか。

○内閣官房番号制度推進室（向井審議官） 今、ちょうど最後にしゃべろうと思っていたところが2つ、最後に両方出たので、要するに、今の最大の問題は、国税もそうですし、地方も、時間がかかるのはシステムが弱いということに尽きる。

国税のシステムは一つですけれども、地方税とか、厚労省の話というのは多数の関係者がいる。地方団体がいて、保険組合等がいっぱいいる。それが今、ばらばらに作っているところが一つの問題だろうと。だから、今、高橋委員がおっしゃったようなことをやるのだったら、やっていることは同じなのだから、むしろ保険者のシステムを一本化すればいいのではないかと。多分、そちらの方が早道で、最終的には本人の意思が入る、入らないというのは国税のセットの仕組みの話ですけれども、そのようなコンピューターのプログラムは幾らでも組めるので、私は聞いたときに、そのようなやり方で直接することは、確かに可能だと思いました。

そういうものやっていくためには、元のシステムを最新のものに、かつ統一されたものでやっていくというのが一番重要で、そういうことさえできれば数年のうちにできるのではないかと考えておまして、この国税のシステムの資料の10ページにスピード感を持って進めると書いてありますけれども、スピード感ではなくて、スピードを持って進めてほしい。

最大の問題は、システムが非常に古典的なシステムになっていること。したがって、これを早急に改修していかないと、なかなか将来的に課題という言葉が落ちていかない。

そういうシステムの刷新化をこれまでの頭の構造で考えているものだから、結局5年、6年かかるというわけなのですけれども、いつまで戦艦大和やねんと言いたいわけです、今のシステムというのは、5年たってしまったら、5年後に今、考えるものが通用することなどあり得ないので、全体のシステムをマイナンバーが入ったことに適用できるようなシステムに本来変えるべきであって、ここに書いてあるのは、頭の構造自体が、紙を電子化するという頭の構造にしかになっていない。マイナンバーがあって、かつITがここまで来てしまえば、今、やっている紙をどうのという発想を早く捨てた方がいいのではないかと。

そうすると、高橋委員がおっしゃったように直接という発想が常に出てくるわけで、一旦ダウンロードして、それからこちらに出すというのは、紙が今そうになっていますというだけの話なので、そういうものも含めて解が出てくるのではないかと考えました。国税庁の辺りは、これまでのベンダーから聞いたような話をもとに今後のことを考えるのではなくて、もっと最新のIT技術なり、情報を仕入れた上で、どうやればいいのかというのを本気で考えるべきであると。要するに、そういうシステム交換にまた5年も7年もかかるから将来的課題だというのは、全くもって不勉強以外の何物でもないと思います。

○原座長 向井審議官から御覧になると、何年でできるのでしょうか。

○内閣官房番号制度推進室（向井審議官） 3～4年ということです。

○原座長 向井審議官、何か他に言い残されたことがございましたら、大丈夫ですか。

○内閣官房番号制度推進室（向井審議官） そういうことに尽きるのですけれども、もう一つ、地方の場合、例えばeTAXもそうだし、J-LISもそうなのですが、費用を自治体から取る仕組みになっているので、結局投資的なことができない。あらかじめ先行投資的なことがなかなかやりづらいようになっていて、何か金を流す仕組みとか、そういうものがな

いと、結局後追いになるのかなというのがJ-LISなどを見ていて思うので、今後地方税の話もマイナポータルなどと連携していくような話がたくさん出てくると思うので、是非eLTAXについては強化に御協力できればと思っております。

○原座長 事務局で他に何か確認し落としているところはありますか。大丈夫ですか。

○西川参事官 大丈夫です。

○原座長 それでは、時間を延ばしてしまって大変すみませんでした。大変ありがとうございました。

○西川参事官 次の議題がありますので、議題1の関係者の方は御退席をお願いします。

(財務省・国税庁、総務省、厚生労働省、内閣官房退室)

○原座長 議題2「官民データの推進に関する意見」でございます。

意見書を当会議で出したいと検討しております。資料2は今日の時点ではまだオープンにはしない前提ですが、意見書案でお配りしております。

もう時間が過ぎてしまっていますので、簡単に申し上げますと、昨年高橋先生にワーキング・グループに入らせていただいているときに議論してきた官民データの活用、自治体の保有しているデータの活用についての議論です。

第1次答申、昨年5月のときに地方自治体でのルール整備について、整合的に行うために立法措置による解決という可能性も含めて検討ということにしておりましたが、端的に申し上げれば、その後1年間、総務省で有識者検討会が進められてきましたけれども、立法措置についての検討は十分なされていない。一方で、500近い自治体で、現行の国の行政機関の非識別加工情報のルールにのっとりた形でのガイドラインに沿って条例改正が予定されているということでございます。

これは第1次答申のときにも議論をして、答申にも書いてあることでございますが、このまま進んでいくと、自治体ごとにルールがばらばらになってしまう。それによって国による整合的なルール整備が妨げられ、データの活用を妨げることになりかねないのではないかと危惧をしておりますということでございます。

意見書のポイントは3点挙げておりますけれども、まず現行のルールの実効性の検証を急ぐ。2つ目、立法措置によるルールの整備に踏み切る。3つ目、国・地方自治体の共通のプラットフォームを構築して、民間事業者が円滑に利用申請できるようにするという、この3点を早急にかつ同時並行で進める。まず実効性の検証をゆっくりやって、その後立法措置の検討といったことではなく同時並行でやっていくべきであるという意見でございます。

事務局で何か補足がありましたら、大丈夫ですか。

○西川参事官 本日の時点では席上配付という扱いですけれども、明日の本会議でこれを御承認いただいて、オープンになるという流れでございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、これでワーキング・グループ意見として決定をし、本会議に報告をさせていただきます。

きたいと思います。

では、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○西川参事官 次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、別途御案内を差し上げます。

○原座長 どうもありがとうございました。